

# 住居確保給付金の支給期間が**延長**されます

## これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給。



## 令和3年1月1日以降※

最長で**12か月まで**延長することが可能になります

※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

## 申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、**以下の求職活動を行う方が対象**となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・生活再建への支援プランに沿った活動（家計の改善、職業訓練等）
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談
- ・企業等への応募、面接

詳しい支給要件等は最寄りの自立相談支援機関まで

- ・住所
- ・電話
- ・メールアドレスなど

厚生労働省住居確保給付金特設サイト、コールセンター

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

スマートフォン・タブレットはこちらから→

0120-23-5572 (9:00~21:00)

※土日祝、年末年始も開設しています



## 再々延長（12か月まで）を申請するには

延長申請書に必要事項を記載し、自治体等に返送

該当者には、自治体から申請書が送付されます。

- ・世帯人員に変更がないか確認しましょう。
- ・申請月の収入（総支給額）、金融資産額 など必要事項を記載し、自治体等に返送等して下さい。

※延長には収入・資産要件のほか、地方自治体による審査があります

## 再々延長が決定したら

求職活動を行きましょう

決定通知書が届きますので、求職活動を始めましょう。

- ・支援プランに沿った活動（家計の改善、職業訓練等）
- ・ハローワークへの求職申込
- ・月に2回のハローワークでの職業相談
- ・週に1回の企業等への応募、面接

※活動は離職等・休業の方ともに必須です。これらの活動・手続を怠ると、給付が中止されることがありますので、ご注意ください。

## 期間中の状況報告をしましょう

受給中は、月に1回、求職活動等状況報告書を自立相談支援機関に提出して下さい。

## 就職がきたったら／本業が復調したら

自立相談支援機関へ連絡をしましょう。

※常用就職後の収入を確認するまで、給付金は中止しません。

注) 常用就職後に自己の責に帰さない理由で解雇された場合は、住居確保給付金を再支給することができる場合があります。まずは自立相談支援機関までご相談下さい。